2020年4月1日 現在

商品名		普通預金
販売対象		法人および個人の方
期間		期間の定めはございません。
	預入方法	随時預入
預入方法	預入金額	1円以上
	預入単位	1 円単位
払戻方法		随時払い戻しいたします。
利 息	適用金利	毎日の店頭表示の利率を適用いたします。
	利払方法	毎年2月と8月の当組合所定の日に支払います。
	計算方法	毎日の最終残高1千円以上について付利単位を100円とした1年を365日とす る日割計算
税金		 個人…20%の源泉分離課税(国税15%・地方税5%) ※ただし、マル優を利用の場合は除きます。 ※2013年1月1日から2037年12月31日までの25年間、復興特別所得税が追加課税されることにより、20.315%の源泉分離課税(国税15.315%・地方税5%)となります。 ・法人…総合課税
手 数 料		キャッシュカードによる払戻し等にあたっては、キャッシュカード規定に定める手 数料を徴求いたします(詳しくは「手数料一覧」をご覧ください)。
付加できる特約事項		・個人の方は総合口座による当座貸越ができます。 (貸越利率は担保定期預金の約定利率に O. 5 0 %、担保定期積金の約定利回り に O. 7 0 %を上乗せした利率) ・本預金はマル優対象商品です。
期限前解約時の取扱い		
金利情報の入手方法		店頭備え付けの商品・金利等案内動画またはホームページ、もしくは窓口へご照会 ください。
苦情処理 措 決措置	置・紛争解	・ 苦情処理措置 ご契約内容や商品に関する苦情等は下記の窓口をご利用ください。 【窓口:兵庫ひまわり信用組合総務部】 078−631−7764 受付日:月曜日~金曜日 (祝日および金融機関の休業日は除く) 受付時間:午前9時~午後5時 なお、苦情等対応手続については、別途リーフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか、当組合ホームページをご覧ください。ホームページアドレス https://www.h-himawari.com ・ 紛争解決措置 東京弁護士会 紛争解決センター(電話:03−3581−0031)、第一東京弁護士会 仲裁センター(電話:03−3581−2249) で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記当組合総務部またはしんくみ相談所にお申し出ください。また、お客様から前記弁護士会の仲介センター等に直接お申し出いただくことも可能です。なお、仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまもご利用いただけます。さらに、東京以外の地域のお客さまからの申出については、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で以下の手続きを進める方法もあります。

	① 移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。
	② 現地調停:東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、 弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、 共同して解決に当ります。
	※ 移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施しているものではありませんのでご注意ください。具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。
	【一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】
	受 付 日:月曜日~金曜日 (祝日および協会の休業日は除く)
	受付時間:午前9時~午後5時
	電 話:03-3567-2456
	住 所:〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5
	・公共料金等の自動支払および給与、年金、配当金、公社債元利金等の自動受取が
その他参考となる事項	できます。 ・預金保険制度の対象預金であり、1金融機関につき預金者1人あたり、決済用預 ・金以外の対象預金を合算して、元本1千万円までとその利息等が保護されます。